

奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十一号

奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
(委員長及び副委員長)

（任期）

第三条 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員長は、委員のうちから知事が指名する。
3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代理する。
(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聽くことができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、土木部技術管理課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。